

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清幸会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、通勤手当及び退職手当を支給する。尚、常勤役員とは、少なくとも週3回以上出勤し、その業務に当たる者をいう。
- (2) 非常勤役員等については、報酬、通勤手当及び退職慰労金を支給する。
- (3) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員（以下、「職員兼務役員」という。）については、給与のほか、給与規程17条に規定する手当を支給する。

2 常勤役員に対する退職手当、又は非常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

2 常勤役員に対する報酬等の額

- (1) 報酬については、別表1に定める額とし、報酬総額は年間17,400,000円以内とする。
- (2) 通勤手当については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費として別表4に定める算式により算出される額

3 非常勤役員等に対する報酬等の額

- (1) 報酬については、別表5に定める額とし、区分毎の年間報酬総額は次の通りとする。

評議員の報酬総額：500,000円

理事の報酬総額：680,000円

監事の報酬総額：600,000円

- (2) 通勤手当については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金については、別表6に定める算式により算出される額
- (4) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費として別表4に定める算式により算出される額

#### 4 職員兼務役員に対する報酬等の額

(1) 報酬については、第2条1項3号の通りとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

##### 2 常勤役員に対する支給時期

(1) 報酬及び通勤手当については、毎月28日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日に当たる時はこれらの日の前日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

(3) 常勤役員が職務のため出張をした際の旅費については、出張後5日以内に旅費請求明細書を提出させ、現金にて支払うものとする。ただし、出張前に旅費の概算額を現金支給し、出張後5日以内に精算することもできる。

##### 3 非常勤役員等に対する支給時期

(1) 報酬及び通勤手当については、その都度支給する。

(2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

(3) 非常勤役員等が職務のため出張をした際の旅費については、前項第3号に準ずる。

##### 4 職員兼務役員に対する支給時期

(1) 第2項1号の通りとする。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

平成30年6月27日一部改定

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 800,000円を上限とする
業務執行理事	月額 650,000円を上限とする

別表2 (通勤手当)

手 段	通勤手当の額
自家用車	出勤場所までの距離×2×11.5
公共交通機関	実 費

別表3 (常勤役員の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1か月に切り上げる。

※上記係数は、在任中の功績により1.00から1.50の範囲内で、与えることができ、係数は理事会が決定する。

別表4（旅費等の額）

役職名	鉄道賃	船賃	航空費	車賃	食費	日当	宿泊費
役員等	実費 一般車両	実費 三段階区分 上級 二段階区分 上級	実費	実費 自家用車 24円/km	実費	3,000円	16,000円

別表5（非常勤役員等の報酬）

## (1) 評議員

業 務 内 容	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

## (2) 理事

業 務 内 容	日 額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

## (3) 監事

業 務 内 容	日 額
理事会、監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

別表6（非常勤役員等の退職慰労金の算定式）

$$50,000円 \times \text{在任年数}$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1か月に切り上げる。